当初申請後（令和８年１１月から令和９年３月）の変更届の取扱いについて

① 令和７・８年度入札参加資格を有する方　（更新申請業者）

令和７・８年度入札参加資格及び令和９・１０年度入札参加資格の両方について変更届を提出する必要があります。

【添付書類について】

・委任状については、令和７・８年度用及び令和９・１０年度用をそれぞれ１部ずつ提出してください。

（令和９・１０年度用の委任状は、当初申請の様式を使ってください。）

（例）

競争入札参加資格審査申請書変更届 ※１部のみで構いません。	必要書類 委任状 【令和７・８年度】	必要書類 委任状 【令和９・１０年度】	必要書類 その他

注意　委任状は、認定期間の記載が異なるため、申請年度ごとに所定の様式を使用してください。

② 令和７・８年度入札参加資格を有しない方　（新規申請業者）

変更事項が生じた場合は、令和９年４月１日（予定）の入札参加資格認定後に変更届を提出してください。

参考　＜令和９・１０年度競争入札参加資格審査申請の手引きより抜粋＞

１２　変更届

１　申請の区分が「更新」の方

申請後に変更事項が生じた場合は、速やかに入札参加資格変更届（以下「変更届」という。）を提出してください。ただし、認定作業中は、令和９・１０年度入札参加資格の当初申請内容を修正することができないため、変更届の内容は認定後にデータ入力します。このため、認定までに提出された変更届の内容は、認定時の入札参加資格者名簿には反映できませんので、ご了承ください。

２　申請の区分が「新規」の方

申請後に変更事項が生じた場合には、令和９・１０年度入札参加資格認定（令和９年４月１日の予定）後に変更届を提出してください。